エリアおためしサービス利用規約

株式会社ＮＴＴドコモ（以下「当社」といいます。）は、この「エリアおためしサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「エリアおためしサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本規約は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の関係に適用されます。本規約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第１条（本サービス）

1. 本サービスは、当社が所有する携帯電話機、付属する電池パック、AC アダプタ、取扱説明書及びドコモ UIM カード等（以下、総称して、「貸出機器」といいます。）を、本規約に基づき本サービスの提供を受ける契約（以下「本サービス契約」といいます。）を締結した者（以下、「借主」といいます）に貸与し、当社の電気通信サービスの電波状況の確認を行う目的でご利用いただくサービスです。
2. 本サービスは、法人名義ではご利用いただけません。

第２条（契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）が、本規約その他当社が定める利用条件を承諾のうえ当社の定める所定の手続により申込みを完了し、当社がこれを承認したときをもって本サービス契約の成立とします。
2. 当社は、申込者が次のいずれかに該当すると当社が認めたときは、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。
   (1) 申込者が既に本サービスを利用したことがあるとき。
   (2) 申込者の居住地が日本国内でないとき。
   (3) 申込者が本規約に違反し又は違反するおそれがあるとき、その他当社の業務遂行上障害があると認めたとき。

第３条（貸出機器）

1. 貸出機器の種類は当社が指定します。
2. 貸出機器は１の本サービス契約につき１セットまでとします。
3. 貸出機器によりご利用いただける電気通信サービスは、当社の Xi サービス契約約款（以下「約款」といいます。）に定める Xi サービスとし、Xi データプラン（スマホ／タブ）及びデータ S パックが適用されます。

4 貸出機器にてご利用いただける機能、アプリ又はサービスは、別途当社が定めます。なお、音声通話はご利用いただけません。

第４条（貸出期間）

1. 貸出期間は当社が貸出機器を発送した日から起算して７日間とします。
2. 貸出期間終了後、貸出機器にかかる電気通信サービスは停止されます。

第５条（利用料）

1. 本サービスの利用料は、次条に定める貸出機器の送付にかかる費用を除き、無料です。
2. 貸出機器による通信にかかる費用については、当社が負担いたします。但し、借主が貸出機器を日本国外で使用するなど第 8 条に定める禁止事項に反して貸出機器を利用した場合、当該利用に係る通信料金は借主が負担するものとします。この場合の料金の算定方法等については、約款の定めによります。

第６条（機器の引渡し及び返却）

1. 当社から借主への貸出機器の引渡しは、借主の指定した住所宛に送付することにより行います。
2. 前項に定める送付は、日本郵便株式会社の本人限定受取郵便を利用し、送付にかかる費用は借主の負担とします。
3. 借主は、貸出期間の終了日までに、当社に対し、別途当社が定める方法で貸出機器を返却するものとします。当社が借主から貸出機器を受領した時点をもって、返却の完了とします。
4. 前項に定める返却にかかる費用については、当社の負担とします。なお、本項の規定にもかかわらず、借主が誤って借主の費用負担により貸出機器を返却した場合であっても、当社は当該費用について補償いたしません。

第７条（キャンセル料）

1. 借主は、本サービスを借主の都合によりキャンセルする場合、以下のキャンセル料をご負担いただきます。

キャンセル料	
当社からの貸出機器の発送前	無料
当社からの貸出機器の発送後	貸出機器の送付に係る費用（消費税相当額含む）

2. 当社が発送した貸出機器を借主が受け取らない場合その他の理由で貸出機器が当社に返送された場合は、申込をキャンセルしたものとして取扱います。
3. 借主は、貸出機器の発送後にキャンセルした場合、貸出機器の受領後直ちに貸出機器を当社に返却するものとします。なお、この場合、第 6 条第 4 項の定めを準用するものとします。

第８条（禁止事項）

借主は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

(1) 貸出機器を当社の電気通信サービスの電波状況の確認以外の目的で利用する行為
(2) 犯罪行為、法令に違反する行為、公序良俗に反する行為及び当社に迷惑を及ぼす一切の行為
(3) 貸出機器を第三者に譲渡、質入れ、転貸等する行為
(4) 貸出機器に装着されているドコモ UIM カードを取り外す行為
(5) 貸出機器にて第 4 条第 4 項に基づき当社が定める機能以外を利用する行為
(6) 貸出機器に個人データを記録する行為
(7) 貸出機器を利用して当社の設備に対して過度な負担を与える行為その他当社の事業運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
(8) 貸出機器を分解及び損壊等する行為
(9) 貸出機器に他の機械又は付加物等を取り付ける行為
(10) 貸出機器を日本国外で利用する行為
(11) その他当社が不適切と判断する行為

第９条（通信の制限）

当社は、貸出期間中であっても、Xi サービス等に関して著しいふくそうがある場合、一定時間内又は同一セッション内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合その他当社が定める場合に、貸出機器による通信を制限する場合があります。この場合においても、当社は借主に対し貸出期間の延長を含む一切の責任を負わないものとします。

第 10 条（契約解除）

1. 当社は、借主が次の各号のいずれかに該当したときは、通知・催告なしで貸出機器にかかる電気通信サービスを利用停止のうえ本サービス契約を解除することができるものとします。
   (1) 借主が前条に定める禁止事項のいずれかに該当したときその他本規約に違反したとき
   (2) 申込内容に偽りがあったとき
   (3) その他本サービス契約の継続が困難と当社が判断したとき
2. 前項により本サービス契約が解除された場合は、借主は直ちに貸出機器を当社に返却するものとします。なお、この場合、第 6 条第 4 項の定めを準用するものとします。
3. 当社は、第 1 項の契約解除により借主に発生した一切の損害について責任を負いません。

第 11 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、当社の都合によりいつでも本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、当社ホームページ等への掲載により、借主に対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって本サービス契約は自動的に終了するものとします。
2. 前項により本サービスが廃止された場合は、借主は直ちに貸出機器を当社に返却するものとします。なお、この場合、第 6 条第 4 項の定めを準用するものとします。
3. 当社は、第 1 項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことにより借主に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

第 12 条（貸出期間の延長）

当社は、当社の責めに帰すべき理由により借主が 24 時間以上連続して貸出機器にかかる電気通信サービスがまったく利用できなかったことを当社が認知したときは、その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数分貸出期間を延長します。

第 13 条（免責）

1. 当社は本サービスの利用に関して借主及び第三者が被った損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、借主が本サービスの利用後に、当社との間で約款に基づく Xi サービス契約を締結した場合において、本サービス利用時と同等の電波状況でることを保証するものではなく、本サービス利用時の電波状況と Xi サービス契約締結後の電波状況との差異について一切責任を負わないものとします。

第 14 条（貸出機器の紛失・毀損・返却延滞等）

1. 借主は、当社から貸出中の機器が盗難・紛失・毀損（以下「盗難等」といいます。）した場合は、直ちに当社に申し出るものとします。
2. 借主は、貸出機器が盗難等にあった場合、又は貸出期間終了後、当社が別に定める期間内に返却しない場合（以下「未返却」といいます。）は、発生した事由ごとに以下に定める額を、当社からの請求に基づき当社が指定する方法によりお支払いただきます。

発生事由	お支払額	発生事由	お支払額
盗難、紛失、毀損（全損）及び未返却 （電話機本体+電池パック 1 個）	20,000 円～50,000 円 （貸出機器の種類ごとに別途当社が定める）	ＡＣアダプタ・ 電池パックの紛失・破損、未返却	4,000 円
毀損（一部損傷）	5,000 円	ドコモ UIM カードの紛失・毀損・未返却	4,000 円

第 15 条（必要事項）

当社が貸出機器の保全、当事者の確認等のため必要がある場合には、当社は借主に対して住民票、戸籍謄本、登記事項証明書、印鑑証明書などの提出を求めることがあります。

第 16 条（個人情報の取扱い）

当社は、申込者から取得した個人情報を、本サービスの提供の目的で利用するほか、当社の定める「プライバシーポリシー」の利用目的の範囲で利用するものとし、申込者はこれに承諾のうえ本サービスに申し込むものとします。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 自ら（法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

(2) 借主が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 借主が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 借主が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 借主は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第 18 条（本規約の変更）

当社は、当社の都合により予告なく本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、当該変更後の本規約が適用されます。

第 19 条（管轄裁判所）

本サービス契約に関し当社と借主との間に訴訟の必要が生じた場合の裁判所は、当社の所在地を管轄する裁判所とします。

付則　この規約は平成 27 年 6 月 25 日から実施します。

〒335-0002
埼玉県蕨市塚越 2-2-6　天仁ビル 2 階
株式会社 NTT ドコモ
エリアおためしサービスセンター
0120-228-360